

《東通消防署からのお知らせ》

【防災とボランティア週間】

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を機に災害時のボランティアと平常時における自発的な防災活動の重要性を受け、毎年1月15日～1月21日の一週間を防災とボランティア週間と設けられました。

防災とボランティア週間とは、災害時におけるボランティア活動の認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的とした週間です。

また近年、災害等が多く発生していますので身の回りの防災グッズを確認し、災害時に備えましょう！！

【文化財防火デー】

昭和24年1月26日に世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上したことを受け、昭和30年1月26日を「文化財防火デー」と定め、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っています。

皆様も身の回りの防災に対しての意識を高め、貴重な文化財を災害から守りましょう。

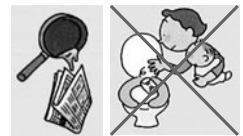


水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

●下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いいたします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



●下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

問合せ先：東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

あなたも参加 わたしもやります「交通安全」

令和元年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 令和元年10月31日現在

	10月中	年間累計	年齢別	高齢者の死者 (65歳以上の人)	21人(-1)
発生	283件 (-19)	2,250件 (-147)	死者	夜間の死者	10人(-14)
死者	1人 (-2)	29人 (-8)	状態別	歩行者の死者	5人(-8)
傷者	337人 (-25)	2,725人 (-213)	シートベルト	自動車乗車中の死者	17人(+1)
				非着用死者	10人(+3)

※()内は対前年比です。

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

【お知らせ】12月1日道路交通法一部改正

「ながら運転」に対する罰則等が強化されます！

■「ながら運転」（携帯電話等使用）をした場合の罰則等

罰則	6月以下の懲役 または 10万円以下の罰金
違反点	3点
反則金	大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円

■「ながら運転」をして「交通の危険を生じさせた」場合の罰則等

罰則	1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金
違反点	6点（免許停止）
反則金	なし（即、罰則適用）

携帯電話等を手に持って、通話したり画面を注視したりすることも違反です！
交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。



除雪機を貸し出いたします

村では、老人世帯等の除雪に役立てていただくために、要望に応じて部落会などに対して除雪機の貸し出しを行っております。

【貸し出し期間】 1回の貸し出しにつき5日以内

【使用の条件】

使用料は無料です。ただし、燃料は満タンの状態で貸し出しますので、使用した分は使用者が補充し、満タンにしたうえで返還してください。使用者は運搬等に必要な軽トラック等を準備してください。

使用に際し、自責他責を問わず事故あるいはケガを負った場合、その責は使用者が負います。

※詳しくは、村HP又は、経営企画課（☎27-2111）へお問い合わせください。

